

令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金に係る  
財産処分による県への納付額基準

(通則)

第1 令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金（以下「補助金」という。）に係る処分制限財産の処分については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）、令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この基準の定めるところによる。

(財産の処分の定義)

第2 要綱第18条に規定する財産の処分の定義は、以下のとおりとする。

転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：処分制限財産の所有者の変更。

交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付け：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

担保に供する処分：処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。

廃棄：処分制限財産の使用を止め、廃棄処分すること。

(納付額の算定)

第3 要綱第18条第3項における処分による県への納付額は、以下のとおりとする。

(1) 有償譲渡または有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額または貸付額（ただし、当該譲渡額または貸付額が残存簿価相当額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額）に補助率（当該処分制限財産に対する補助金の確定額が補助対象経費に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換または廃棄の場合は、残存簿価相当額をもって処分したことにより得た収入とみなし、納付額は残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。

(3) 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、第3(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。

付則

この基準は、令和2年5月15日から施行し、令和2年度の補助事業に適用する。